

検索エンジンの検索結果による逮捕歴公表と「忘れられる権利」

【文 献 種 別】 決定／東京高等裁判所

【裁判年月日】 平成 28 年 7 月 12 日

【事 件 番 号】 平成 28 年（ラ）第 192 号

【事 件 名】 投稿記事削除仮処分決定認可決定に対する保全抗告事件

【裁 判 結 果】 原決定取消、仮処分取消、申立て却下

【参 照 法 令】 民法 710 条・723 条、憲法 13 条・21 条 1 項、民事保全法 23 条 2 項

【掲 載 誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25543332

事実の概要

X（原審債権者・本件相手方）は、平成 23 年に児童買春、児童ポルノに係る行為等の処分及び児童の保護等に関する法律第 4 条に違反したとして、罰金 50 万円の略式命令を受け、即時罰金を納付した者である。Y（原審債務者・本件抗告人）は、インターネット検索エンジン「Y」を管理運営している。

検索エンジン「Y」は、利用者が任意の文字列を入力することにより、文字列と高い関連性のあるウェブサイトが検索結果として表示される。表示される検索結果は、ウェブサイトの表題、URL、ウェブサイトの内容の抜粋（スニペット）である。

申立時（平成 27 年 1 月）、「Y」検索エンジンにおいて、X の住所の県名と氏名を入力すると、49 個の検索結果（以下、本件検索結果）が列挙された。本件検索結果の表題やスニペットには、X の逮捕歴に関する事柄が表示されていた。

X は、検索結果として逮捕歴がウェブサイトに表示され続けることにより、「更生を妨げられない利益」が侵害されていると主張した。そして本件検索結果がインターネット上に公開され続けられ、知人を含む多くの者に閲覧される可能性があり、それにより人格権侵害が拡大するとして、Y に対し、人格権（更生を妨げられない権利）侵害に基づく検索結果の削除請求をした。

第一審（さいたま地決平 27・6・25 判時 2282 号 83 頁）は、X は「社会生活の平穏を害されその更生を妨げられない利益を有する」とした。そして X の「社会生活の平穏が害され更生を妨げられ

ない利益が社会生活において受忍すべき限度を超えて侵害されている」ことから、検索結果の削除を認めた。

Y が保全異議を申し立てた原決定（さいたま地決平 27・12・22）では、一審決定を認容し、一審決定理由に補足を加えた。そのなかで「更生を妨げられない利益」について、「一度は逮捕歴を報道され社会に知られてしまった犯罪者といえども、人格権として私生活を尊重されるべき権利を有し、更生を妨げられない利益を有するのであるから、犯罪の性質等にもよるが、ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から『忘れられる権利』を有するというべきである。」とした。

そこで Y は、抗告した。

決定の要旨**1 本件における被保全権利と「忘れられる権利」**

「本件の被保全権利として、まず、人格権としての名誉権に基づく侵害行為差止請求権が考えられる。（略）また、公共の利益に関わらない者のプライバシーにわたる事項を公表することにより、公的立場にない当該人物の名誉、プライバシー、名誉感情等の人格的価値が侵害され、それにより重大で回復困難な損害を被らせるおそれがある場合は、人格権に基づきその公表を差し止めることができる（略）から、本件の被保全権利として、人格権としてのプライバシー権に基づく差止請求権も考えられる。」

「『忘れられる権利』は、そもそも我が国において法律上の明文の根拠がなく、その要件及び効果が明らかではない。（略）よって、人格権の一内

容としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求の存否とは別に、『忘れられる権利』を一内容とする人格権に基づく妨害排除請求権として差止請求権の存否について独立して判断する必要はない。」

2 差止請求の可否について

「名誉権ないしプライバシー権の侵害に基づく差止請求（本件検索結果の削除等請求）の可否を決するに当たっては、削除等を求める事項の性質（公共の利害に関わるものであるか否か等）、（略）公表により差止請求者に生じる損害発生の明白性、重大性及び回復困難性等だけでなく、（略）インターネットという情報公表ないし伝達手段の性格や重要性、更には検索サービスの重要性等も総合考慮して決するのが相当である。」

3 タイトルとスニペットについて

「本件検索結果は、一般の読者の普通の注意と読み方を前提にすると、それ自体（タイトル及びスニペット）から、本件犯行の内容及びその行為者が相手方であることが分かるものであり、相手方の名誉権を侵害し得るものである。」

「本件検索結果が自動的かつ機械的に生成されるものであるとしても、それは原告人が決めたアルゴリズムを備えたプログラムによるものであり（略）実際の利用態様からは、タイトル及びスニペットが独立した表現として機能することが通常であるということが出来る。以上からは、原告人は単なる媒介者で、名誉権侵害の責任を負うものではないという原告人の主張を採用することはできない。」

4 逮捕歴の公開について

「本件犯行はいまだ公共性を失っていないことに加え、本件検索結果を削除することは、そこに表示されたリンク先のウェブページ上の本件犯行に係る記載を個別に削除するのとは異なり、当該ウェブページ全体の閲覧を極めて困難ないし事実上不可能にして多数の者の表現の自由及び知る権利を大きく侵害し得るものであること、本件犯行を知られること自体が回復不可能な損害であるとしても、そのことにより相手方に直ちに社会生活上又は私生活上の受忍限度を超える重大な支障が生じるとは認められないこと等を考慮すると、表現の自由及び知る権利の保護が優越するというべきであり、相手方のプライバシー権に基づく本件検索結果の削除等請求を認めることはできない。」

判例の解説

一 決定のポイント

検索エンジンによる検索結果の削除請求事件は、2000年代以降に増加しているが、削除の容認例は少ない¹⁾。そのなかで原決定では、「忘れられる権利」を根拠のひとつとして削除請求を容認した。

本決定のポイントは、①「忘れられる権利」の権利性、②プライバシー・名誉権侵害に基づく差止めの可否と判断基準、③表題とスニペットの関係、④逮捕公表と公益性である。以下で検討する。

二 「忘れられる権利」の法的性質

本決定は、原決定で示された「忘れられる権利」の権利性を否定した。

「忘れられる権利」起源は、フランス法における「droit à l'oubli（忘却権・忘れられる権利）」にあるとされる。フランスでは1970年代に、私生活に関する事実の公表から数年経過した後の再公表について、公表された者は「時の経過とともに、忘れられる権利を要求できる」といった判決が見られるようになった²⁾。

現在議論される「忘れられる権利」は、2012年1月25日にEUにおいて提出された、EU個人データ保護規則提案第17条の見出しである、「忘れられる権利および削除権（right to be forgotten and erasure）」に由来するものである。本条では、個人は、個人データの管理者に対し、一定の要件下で自らのデータを削除させる権利、データの拡散を停止させる権利を有するとした（1項）。さらにデータの管理者は、個人データの複製等を利用する第三者に対し、削除を通知するためにあらゆる合理的手段を講じることを義務付けた（2項）。

2016年5月4日に公布、2018年5月25日より適用となった、EU個人データ保護規則第17条は「削除権（忘れられる権利）」となった。その内容は、個人データ管理者のデータの削除に関する規定である³⁾。このことから「忘れられる権利」とは、個人データの削除を意味するものであると解することができる。

三 プライバシー・名誉権侵害に基づく差止め

本決定では、差止めが認められる根拠として、「北方ジャーナル」事件⁴⁾と『石に泳ぐ魚』事件⁵⁾

における差止めの判断基準を挙げた。

「北方ジャーナル」事件は、名誉権侵害に対する差止めである。他方、『石に泳ぐ魚』事件は、プライバシー侵害のみならず、名誉毀損、名誉感情侵害が競合した人格権侵害に対する差止めである。プライバシーと名誉は、近似する概念ではあるが、権利生成の過程など、厳密には異なる概念である⁶⁾。

1 逮捕歴公表の法的性質

逮捕歴に関する情報は、個人において秘匿したい私的な事柄である。このような事柄の公表は、プライバシー侵害の問題となる。プライバシーの概念は多義的であり、現段階において明確な定義はない。伝統的な議論や判例・学説の展開をもとに仮定すれば、プライバシーとは「みだりに私生活（私的生活領域）へ侵入されたり、他人に知られたくない私生活上の事実、情報を公表されたりしない」権利ないし利益である⁷⁾。この定義から見れば、逮捕歴の公表におけるプライバシー侵害には、ふたつの側面がある。すなわち、逮捕歴という他者に知られたくない情報の公表と、私生活への干渉という意味での私生活への侵入である。

他方「名誉」とは、個人に対する社会的な評価を意味する。逮捕歴を他者に知られれば、当該個人の社会的評価は低下することから、名誉毀損が成立しうる。

逮捕歴の公表は、プライバシー侵害と名誉侵害の両側面をもつと見ることもできる。この点につき、本決定でも引用された『逆転』事件最高裁判決⁸⁾は、逮捕歴のある者について「社会生活の平穏を害されその更生を妨げられない利益を有する」とした。プライバシーという語は用いられなかったが、実質的にはプライバシーを承認したものと解されている⁹⁾。

2 差止めが認められる基準

逮捕歴の公表がプライバシー侵害であるとするならば、その差止めはプライバシー侵害に基づく差止めということになる。

名誉侵害に基づく差止めは、名誉権という排他的な権利に基づくものである。名誉権侵害に対する差止めの判断基準は、本決定においても示された「北方ジャーナル」事件における差止め基準が踏襲されている。すなわち、①表現内容が真実で

はなく、または表現内容が専ら公益目的ではないことが明白であること、②表現内容により重大かつ著しく回復困難な損害を被るおそれのあること、という要件を満たす場合に例外的に差止めを認めるというものである。

プライバシー侵害に基づく差止めの基準は、『石に泳ぐ魚』事件のように、公表された者（被害者）の不利益と差止めにより公表した者（加害者）に生じる不利益の利益衡量による判断がある。このほか、公表された情報の公益性に着目し、公益目的ではないことを理由に差止めを認めた判例¹⁰⁾、私生活の平穏という人格的利益に対する著しい損害の発生とその回復困難性を差止めの基準とした判例などがあり¹¹⁾、判断基準が統一されていない。

プライバシー侵害に基づく差止めの判断基準において、名誉権侵害の基準を用いることは、より慎重に行うべきであろう。プライバシーに基づく差止請求は、増加することが予想されることから、今後の判例動向を見守る必要があるといえよう¹²⁾。

四 検索結果の特性

検索結果は、検索エンジンの運営者（Y）が決めたアルゴリズム（コンピューター上の計算方法）により作出される。表示されるタイトルとスニペットは、リンク先のウェブページにある本文の抜粋から機械的に作出されるものである。特定人物（X）の氏名と逮捕歴が表示されるのは、リンク先のウェブページにそのような内容を含む本文が存在するためである。

スニペットの作成者は検索エンジン運営者ではなく、リンク先ウェブページの本文作成者であるといえよう。ところが本決定は、タイトルとスニペットを検索エンジン運営者による「独立した表現」としてとした。

検索結果が検索エンジン運営者による表現であるならば、そこで生じる名誉・プライバシー侵害の責任は、検索エンジンにあるということになる。他方、本文を作成した（あるいは本文が掲載されている）リンク先ウェブサイトには責任は発生しないのであろうか。

この点につき、第一次的情報発信源であるリンク先ウェブサイトへの削除請求を優先し、検索エンジン事業者は補充的に責任を負うとする考え方

がある（補充責任説）。補充責任説では、複数のミラーサイトに対応していくには限界があるという批判もある¹³⁾。

検索サイトに第一次の責任を負担させ、検索結果のすべてを削除することは、即効性のある対処方法である。しかし検索結果の削除をしても、リンク先のウェブサイト等に情報が残り続ける限り、再度異なる文字列の入力により、同様の検索結果が表示されることは予想できよう。検索結果削除は、一時的な効果は高いとしても、永続的な効果は期待できない。

永続的な効果のために、検索サイトのほか、情報を有する者による対処は必須といえよう。問題は、このような対処をいかなる方法で行っていくかという点にある。

五 検索結果の公益性と検索結果の操作

本決定は、Xの犯行が「いまだ公共性を失っていない」こと、リンク先のウェブページ全体の閲覧を困難にすることが「多数の者の表現の自由及び知る権利を大きく侵害」するとし、検索結果の削除を認めなかった。いかなる情報を公益性のある情報とするかについては、個別の情報の性質から判断せざるを得ないであろう。

検索サイト利用者が入力する文字列は、利用者次第であり、他者はコントロールできない。また、検索目的もさまざまである。たとえば利用者が好奇心で、知人の素性を知る目的で検索し、逮捕歴が表示されることと、利用者が地域の防犯目的で逮捕歴のある者を検索した結果、表示される逮捕歴とでは、検索目的が異なっても、同一人物が検索結果として表示される可能性がある。

このような利用者の好奇心から行った検索により、偶然に表示された逮捕歴について削除を認めることは、逮捕歴のある者には有効であろう。他方、安全や防犯のために検索した者においては、周囲の者の逮捕歴が表示されないことにより、不利益が生じうるかもしれない。このことから、削除の可否の基準を公益性の有無で判断することは、困難が伴うのではなからうか。

アルゴリズムの性質上、個人がリンク先のウェブサイトから自らで多数作成することで、自らについての良い情報のみを検索結果の上位として表示できるように操作できる可能性がある。自らで作出した情報がミラーサイト等で変容された結果、

個人にとって不利益な情報が検索結果で表示されることがある。逮捕歴公表や検索エンジンの公益性を考慮すれば、このような恣意的な検索結果に対する削除請求は回避すべきであろう。

検索結果の削除が広く認められるようになれば、現在のインターネットの利便性などが阻害される。削除を認めるとしても、慎重な判断の下で行われるべきであろう。

おわりに

本件は、「忘れられる権利」という新語により注目された判例ともいえる。名誉やプライバシーといった人格権ないし人格的利益の保護の議論は、発展途上にある。基礎的な議論を深めることが、今後の同様の問題の検討において有用となるであろう。

●——注

- 1) 森亮二「検索とプライバシー侵害・名誉毀損に関する近時の判例」ひろば68巻3号（2015年）56頁。
- 2) フランス法における「忘れられる権利」の歴史的背景として、石川裕一郎「フランスの『忘れられる権利』」奥田喜道編『ネット社会と忘れられる権利 個人データ削除の裁判例とその法理』（現代人文社、2015年）140頁以下。
- 3) 「忘れられる権利」とEU個人データ保護規則について、石井夏生利「『忘れられる権利』をめぐる論議の意義」情報管理58巻4号（2015年）271頁。
- 4) 最判昭61・6・11民集40巻4号872頁。
- 5) 最判平14・9・24判時1802号60頁。
- 6) 名誉とプライバシーの近似性とその保護について、伊藤正巳＝戒能通孝編『プライバシー研究』（日本評論社、1962年）118頁、竹田稔『増補改訂版プライバシー侵害と民事責任』（判例時報社、1998年）7～14頁、226～238頁。
- 7) 竹田・前掲注6）169頁。
- 8) 最三小判平6・2・8民集48巻2号149頁、判時1594号56頁。
- 9) 大村敦志「『逆転』事件——公私の境界（2）」法教356号（2010年）129頁。
- 10) 東京地判平9・6・23判時1618号97頁。
- 11) 東京地判平10・11・30判時1686号68頁。
- 12) この点につき、五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣、2003年）278～280頁。
- 13) 宇賀克也「『忘れられる権利』について——検索サービス事業者の削除義務に焦点を当てて」論究ジュリ18号（2016年）32頁。